

門真市議会障がい者活躍推進計画

令和2年4月

門真市議会

1 門真市議会障がい者活躍推進計画について

(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第7条の3第1項の規定に基づき、門真市議会議長（以下「議長」という。）が実施する障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画です。

(2) 計画の対象者

この計画の対象となる職員は、議長が任命する職員とします。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、令和2年4月から令和7年3月31日までの5年間とします。

2 門真市議会における障がい者雇用に関する課題について

門真市議会事務局の職員は、市長部局からの出向職員で構成されているため、単独での職員募集・採用は行っていない。よって、障がい者に限定した募集・採用も行っていない。

障がい者である職員の活躍のためには、体制整備や各種取組を進める必要があります。

3 障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標について

(1) 採用に関する目標

なし

※ 門真市において、令和元年6月1日時点の実雇用率：3.02%

(2) 定着に関する目標

なし

4 実施しようとする障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容について

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備について

① 組織面

- ・ 障害者雇用推進者として議会事務局課長を選任（令和元年9月6日に選任済）
- ・ 障害者職業生活相談員については選任していない

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出について

障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理について

- ① 相談窓口の周知を行い、相談窓口へ相談しやすい環境を整備していく。
- ② 個々の要望を踏まえ、就労支援機器の購入等を検討する。
- ③ 各種休暇を柔軟に活用し、個々の状況に応じた働き方を促進する。
- ④ 本人の希望等を踏まえ、実務研修等の受講を促進する。
- ⑤ 面談等を通じて状況把握や体調配慮を行うこととする。
- ⑥ 募集・採用に当たっては、門真市全体で適正に実施し、以下の取扱いを行わない。
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(4) その他

各関係法律等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。

5 周知及び公表について

本計画は、本市のホームページに掲載により公表します。